

<重要なお知らせ>

先般、厚労省より「**抗微生物薬適正使用の手引き**」が発表されました。

一言で言えば、厳密に必要な場合を除き、抗菌薬（抗生物質）を投薬しない、という主旨です。

当院では従前からこの手引きを参考に、現在の病状についての慎重な診察と今後の病状の推移を予想して、抗菌薬が必要と判断した場合に投薬してまいりました。

この度、本年4月から、**急性気道感染症**（風邪、急性鼻副鼻腔炎、急性咽頭炎、急性気管支炎）と**急性下痢症**の患者様が**初診**で来院された際に、抗菌薬の投薬が**不必要**と診断した場合は、**小児科**ではその旨を患者様に**初診時に御説明し、文書としてお渡しすること**となりましたので、ご受け取り下さい。

当然ながら、抗菌薬の投薬の有無について、**患者様の御希望**も十分に考慮致しますので、診察時にお気軽に御相談下さいますよう、お願い申し上げます。